

平成 21 年度第 1 回柏原市高齢者いきいき元気計画委員会議事概要

日時 平成 21 年 12 月 3 日（木）
午後 1 時から午後 3 時 15 分まで
場所 健康福祉センター（オアシス）3 階 講座室

【進行次第】

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 会議成立要件の報告（委員数 18 名のうち 11 名出席）
- 4 委員長職務代理の報告
委員長が病氣療養中のため、副委員長が委員長職務代理を務める事を報告。
- 5 議題
 - （1）第 4 期柏原市高齢者いきいき元気計画の修正について
 - （2）第 3 期柏原市高齢者いきいき元気計画の検証について
 - （3）地域密着型サービス事業者の選定について
 - （4）混合型特定施設入居者生活介護事業者の選定について
 - （5）柏原市高齢者いきいき元気センターの運営状況について
- 6 その他
- 7 閉会

【議題に関する議事概要】

- （1）第 4 期柏原市高齢者いきいき元気計画の修正について

事務局 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の計画値の変更について説明。介護予防特定施設入居者生活介護の平成 21 年度から平成 23 年度における計画値（人数、給付費等）を、特定施設入居者生活介護に移入する。影響としては、標準給付見込額が 3 年間で 33,606 円増えることになります。介護保険料については、試算の結果、変更ありません。今後については、今回の委員会で承認いただいたうえ、大阪府との協議を行い、計画修正とさせていただきます。

委員 A 介護予防特定施設入居者生活介護の人数の 36 を 35 にするということか？

事務局 介護予防特定施設入居者生活介護の人数を 0 にし、特定施設入居者生活介護に 36 を加えるということになります。それに伴い給付費も増加することになります。

委員 A 介護予防特定施設入居者生活介護はなくなるということか？

事務局 今回公募している混合型特定施設入居者生活介護は、介護も介護予防も利用

できるので、介護予防特定施設入居者生活介護が利用できなくなるということではありません。

委員 B 被保険者のサービス利用に影響するわけではないということによろしいのですね？

事務局 そのとおりです。

委員 A 現在、介護予防特定施設入居者介護を利用されている方は何名おられますか？

事務局 市内には事業所がないので、他市町村所在施設の利用者が 5 名くらいおられたと思います。

委員長代理 他に質問等がないようですので、承認と致します。

(2) 第 3 期 柏原市 高齢者いきいき元気計画の検証について

事務局 資料「柏原市高齢者いきいき元気計画の検証」で説明。

○ 保険料及び準備基金の状況について

第 1 号被保険者保険料

収納必要額 2,404,477,236 円

保険料収納額 2,461,913,412 円

介護給付費等に必要な財源を確保することができたという結果。

準備基金

平成 20 年度末累計額 83,318,166 円

平成 20 年度決算により発生した剰余金 35,153,383 円

基金累計額 118,471,549 円 → 第 4 期事業計画の 3 年間で取り崩し、特別会計へ繰り入れ、保険給付費等で必要な財源にあてる予定。

○ 介護・介護予防サービスの利用量、給付費について

訪問リハビリテーションが大きく増加している。理由としては、平成 18 年 3 月に、国から、訪問看護計画において、理学療法士等の訪問回数が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされることは適切ではないという通知がありました。以前は、訪問看護の中で理学療法士が訪問していたのを保健師又は看護師が訪問する回数を上回ることができないため、上回ることはできなかった残りの回数が、訪問リハビリテーションに数えられていることになっています。そのため、訪問看護は、比率が下がってきています。

○ 地域支援事業の実績について

介護予防事業 35,699 (千円)

生活機能評価 (2,742 人) 特定高齢者把握 (98 人) 介護予防教室開

催（参加者 5,060 人） 介護予防サポーター活動支援 等
包括支援事業 43,916（千円）

柏原市社会福祉協議会に委託しているため、内容については地域包括
支援センター事業報告参照。

任意事業 6,568（千円）

介護サービス費通知（年 3 回） 家族介護者教室開催（5 回） 介護用
品支給（717 人） 成年後見市長申立（2 件） 高齢者総合見守り安全事
業配食サービス（92 人） 等

地域支援事業費合計 86,183（千円）

○保健事業

健康手帳の交付（H20 交付数 1,758 冊）

がん検診や骨粗鬆症検診等を受診時に配布。

健康教育事業（H20 155 回、3,850 人参加）

生活習慣病予防、その他健康に関する事項について正しい知識を啓
発することを目的に実施。

健康相談事業（H20 36 回、418 人参加）

こころとからだの健康に関する相談を実施。来庁や電話にかかわら
ず、必要なときに指導及び助言を行っている。

健康診査事業

疾病の早期発見を図ることを目的に、がん検診、歯周疾患検診、骨
粗鬆症検診を実施。健康診査については、平成 20 年度から特定検診非
該当者や国保年度途中加入者、30 歳・35 歳の若年層を対象とした市独
自のオアシス検診に変更したことから、件数が減少している。

寝たきり老人カウンセリング事業

寝たきり高齢者の口腔衛生保持を目的に実施。近年、件数が少なく
平成 20 年度の実施件数はないが、高齢化の伸展に伴い、在宅生活の推
進を図るうえで今後も必要となってくるため、引き続き実施していく。

（質疑なし）

（３）地域密着型サービス事業者の選定について

事務局 公募状況について、資料「地域密着型サービス事業者及び混合型特定施設入居
者生活介護事業者公募の状況」で説明。地域密着型サービス事業者については、
4 種類の公募に対し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に 1 事業者、
認知症対応型共同生活介護に 2 事業者の応募あり。地域密着型特定施設入居者生
活介護及び小規模多機能型居宅介護については、応募がなかった。これまでの経

過については、10月16日に事前協議（1次審査）11月20日に書類審査（2次審査）を実施し、応募事業者全てが通過したことから、今回の委員会で最終審査を行っていただき、事業者の選定を行う。

選定基準について説明。配布資料については、公正・公平を期するため、応募事業者名については伏せている。書類審査については、1次審査後に応募事業者から提出された資料を基に審査。選定項目としては、大きく設置主体と立地条件を挙げている。具体的内容については、法的な規制等はないが、そうあることが望ましいもの（土地の所有、予定地が市街化区域である等）をプラス、そうあってほしくないもの（浸水想定区域内である、近隣に同種サービス事業所がある等）をマイナスとする、加減点方式を採用しており、プラスで20点、マイナスで13点となっている。書類審査については、客観的に評価できるものを選定基準としているため、あらかじめ事務局で点数を記入している。

委員会での評価方法について説明。委員会での選定項目についても、設置主体と立地条件を挙げている。立地条件については、書類審査の中で客観的な評価ができることから、設置主体で2項目20点、立地条件で1項目10点の配点と、委員会での配点は設置主体のウェイトを上げている。具体的な採点・評価の方法については、選定項目に対する配付資料（様式第5号、様式第9号、周辺地図）を基に審査し、各選定項目について各委員10点満点で採点していただいた平均点（小数点以下四捨五入）を委員会の評価とする。選考結果によっては、「該当なし」として選定しないことも想定していることから、「開設するのにふさわしくない」という評価であれば、5点以下をつけていただく。最終審査は、書類審査による評価の20点と委員会の評価の30点で合計50点満点での評価となり、50点満点の半分、25点以上の評価であれば、選定して問題ないものとする。

委員 B 添付書類の収支計画書については、事務局で事前に審査し、妥当なものと判断していると考えてよいのか？

事務局 妥当なものと考えております。

委員 B 介護報酬について、過大な数値が入っていることはないのか？

事務局 収支計画書の内訳については、資料提出後、改めて提出してもらっているもので、間違いのないものと考えております。

委員 A 資料では事業者名を伏せているとのことだが、一部伏せていない箇所があるようだが。

事務局 ご指摘のとおり、一部事業者名が伏せられていない箇所がありますが、事務局としては、あまり消しすぎると分からないものになってしまうことから、伏せられていない箇所があるのが現状です。

（４）混合型特定施設入居者生活介護事業者の選定について

事務局 公募状況について、資料「地域密着型サービス事業者及び混合型特定施設入居者生活介護事業者公募の状況」で説明。混合型特定施設入居者生活介護事業者については、指定権限が大阪府であることから、意見書を交付する事業者を選定していただく。市内全域に1箇所の公募に対し、2事業者が応募。経過については、11月20日に書類審査(1次審査)を実施し、応募事業者全てが通過したことから、今回の委員会で最終審査を行っていただき、事業者の選定を行う。

書類審査や委員会による審査の方法は、地域密着型サービス事業者選定と同様で、書類審査による評価の20点と委員会の評価の30点で合計50点満点での評価とし、50点満点の半分、25点以上の評価であれば、選定して問題ないものとする。

委員 A 混合型の内容がよくわからないのだが。要介護と要支援の方が利用できるということか？

事務局 そのとおりです。

委員 A 今回の施設は、有料老人ホームということか？

事務局 そのとおりです。

委員 A 入居料(家賃)などはわかるのか？

事務局 提出されている資料によると、一つ目の事業者は入居申込金50,000円、入居保証金200,000円、月額費用として、家賃80,000円、管理費31,500円、食費44,100円、その他介護保険の1割負担が必要となります。2つ目の事業者は、入居申込金なし、月額利用料として家賃82,000円、管理費31,500円、食事代34,650円となっており、同じくその他介護保険の1割負担が必要となります。

委員 B 2つ目の事業者の添付資料で、財源状況の総事業費の中で、建築費・設備費が記載されていないが、これでよいのか？更地であるだろうので、当然建物を建てる必要があるのではないか？

事務局 土地所有者が建物を建てて、申請されている事業者が使用するということです。

委員 B その場合においても、建築費・設備費がなしでもいいのか？

事務局 申請された事業者が、そのような形態で運営するという事なので、これで問題ないと思っております。

委員 B まったく無計画と考えていいのか？

事務局 建築費・設備費等は書類審査で収支についての評価をしており、ほぼ同じ評価としているので、設置主体・立地条件についての評価をお願いします。

委員 B 市の判断として、建築費・設備費等の記載がなくても、同等の施設が建築されると考えているのか？

事務局 特定施設の実績のある法人ですので、基準にあった建築・設備等で整備される予定と考えております。

委員 C 今後の話であるが、添付書類の収支計画書について、片方の事業者にとって、もう片方の事業所にはない項目があるので、比較するにあたって区分を同じ項目

にできないのか？

事務局 ご指摘の点を踏まえ、今後同様の書類を作成する場合には、あらかじめ事務局で項目を入れたものにするように致します。

委員 D 双方の事業者を比較すると、収入予定の介護報酬の額に差があるようだが、なぜか？

事務局 双方の事業所で、稼働率の見込みが違うことからの差と考えております。

委員 D 開設計画概要書にある資金計画の自己資金だが、記載されている額を保有しているという確認をしているのか？

事務局 提出された資金計画書や貸借対照表等を審査しており、その内容であれば記載された自己資金を保有していると判断しております。

(5) 柏原市高齢者いきいき元気センターの運営状況について

事務局 資料「平成 20 年度柏原市高齢者いきいき元気センター事業報告書」で説明。

柏原市高齢者いきいき元気センターについては、市より委託を受け設置し、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、介護予防をはじめ介護サービスや医療等との総合調整を図った。平成 18 年の介護保険法改正によって創設された新予防給付を中心に行っていたが、国からの指導もあり、平成 20 年度から地域包括支援センター本来の業務に着手しはじめた。人員配置については、地域包括支援センター 7 名（センター長 1 名、主任ケアマネ 2 名、社会福祉士 2 名、保健師 1 名、看護師 1 名）、指定介護予防支援事業所は地域包括支援センターとの兼務を含み 11 名（管理者 1 名、主任ケアマネ 2 名、社会福祉士 3 名、保健師 1 名、看護師 1 名、ケアマネ 3 名）で業務を行っている。

介護予防マネジメント事業

介護予防サービス計画の作成等（H20 4,356 件、うち委託件数 1,842 件）

要支援 1・2 の方に介護予防サービス計画の作成、調整を実施。委託件数の割合については、平成 18 年は 8 割近くであったが、平成 20 年度末には 31 の居宅介護支援事業所に委託し 39% となった。

特定高齢者の把握事業及び介護予防事業受給者の計画作成

特定高齢者（要介護・要支援になるおそれの高齢者）の候補者を市と共同しながら把握を行い、平成 20 年度では 781 名の候補者を把握した。特定高齢者と認定されている人数は 169 名。市の報告件数 98 名は平成 20 年度に新たに認定された人数であるため数字が違っている。

特定高齢者予防事業受給者計画作成

運動器の機能向上に関する計画書作成件数 25 件

総合相談事業

高齢者いきいき元気センターの相談件数 1,054 件

受付形態としては、661 件で電話相談が最多であった。相談経路としては、家族からが 378 件で最も多く、居宅介護支援専門員から 219 件、本人から 200 件となっている。相談内容としては、介護保険関係の相談が最多で 394 件となっている。また、高齢者虐待、権利擁護相談については、それぞれ 39 件、15 件となっており、平成 19 年度より若干減少している。

権利擁護事業

権利擁護に関する市民への啓発及び専門職のスキルアップを目的に実施。

高齢者虐待防止ネットワーク個別会議開催

平成 20 年 6 月 3 日(火)に、個別ケースに関する会議をテーマとして開催。

参加者：弁護士、柏原市高齢介護課職員、施設職員

高齢者虐待防止ネットワーク会議・研修会

平成 20 年 10 月 31 日(金)に、柏原市の「高齢者虐待の現状」、「高齢者虐待防止における権利擁護を考える」をテーマに、講師として大阪府高齢介護室職員を迎えて開催。参加者数は 52 名であった。

包括的・継続的マネジメント事業

市内居宅介護支援事業所研修会開催

介護予防支援研修伝達講習会(対象：市内委託事業所) 介護保険事業所研修会(対象：市内介護保険事業所)を開催。

医療・介護連携研究会の開催

高齢者マップ作成に係るアンケート調査実施

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護における運営推進会議参加

四市地域包括支援センター懇談会

四市(柏原市、羽曳野市、松原市、藤井寺市)の地域包括支援センターで、認知症高齢者の共有ネットワーク等についての懇談会を開催。(年 3 回)

地域包括支援センタースナック連携会議開催

市内 6 箇所にある地域包括支援センタースナックとの連携会議を開催。(年 4 回) 内容としては、相談内容の確認や連携強化など。

研修・視察

認知症に関する研修会や、包括支援センターに関する研修会など、関係機関との連携強化や職員のスキルアップを目的に、年 20 回の研修・視察に参加。

・平成 20 年度柏原市高齢者いきいき元気センター決算報告について

収入については、市委託料 40,315,567 円、介護保険収入 11,946,080 円等となっており、合計で 52,280,265 円。支出については、人件費 43,068,624 円、需用費 1,466,044 円、役務費 403,865 円、委託料 799,120 円等となっており、合計で

48,897,722 円であった。

(質疑なし)

○ 地域密着型サービス事業者及び混合型特定施設入居者生活介護事業者の選定結果報告

事務局 書類審査と委員による評価の平均点を集計した結果、選定事業者は
地域密着型介護老人福祉施設：社会福祉法人 寿光会（点数 36 点）
認知症対応型共同生活介護：社会福祉法人 寿光会（点数 35 点）
混合型特定施設入居者生活介護：大阪いずみ市民生活協同組合（点数 31 点）
となった。

6 その他

事務局 資料「地域あんしん事業（案）」で説明。
事業概要については、一人暮らしの高齢者等が、病気や怪我で医療や介護が必要となった時や災害時などに迅速に対応できるよう、希望される方に対して情報を登録し、必要時に活用させていただくこととしている。現在、見守り協力者（民生委員、地区福祉委員、老人クラブなど）による見守り活動を行っているが、この見守り活動をより強化することを目的として、この事業に取り組んでいきたいと思っている。第4期介護保険事業計画策定時のアンケート結果によると、一般高齢者では、高齢者だけの世帯の割合は 62.2%を占めており、地域の見守り活動、地域力を高めていく必要があることから、この事業を実施していきたい。地域で自らの力で守る、作るといったあんしん事業を理念として行っていく。具体的な内容としては、現在行っている見守り協力者による見守り活動に加え、見守り専門員（保健師、看護師、介護支援相談員など）により、処遇困難、支援困難になりそうなケースに対して、早期の発見、対応を行うことができるよう見守り活動を強化し、見守り活動の住み分けを行う。それらにより収集した情報共有については、高齢者いきいき元気センターを核として、必要に応じて連携がスムーズにいくようにする。また、消防署や警察署でも、独居高齢者や高齢者世帯に対する対応を行ってもらっているが、将来的にはそれらの機関とも連携し、自らの力で守る、作る柏原を後押ししていきたいと考えている。今後、具体的にこの地域あんしん事業を展開していくが、ご協力をお願いしたいと考えている。

委員 E 高齢者世帯が 62.2%とのことであるが、そのなかで独居と家族がいるのでは、対応方法が違うと思うが、独居世帯はどれくらいあるのか？

事務局 昨年の調査では、一般高齢者 1,100 名に対し調査を行ったところ、715 名から回答があり、そのうち独居は 15.8%でした。また、高齢者夫婦の二人世帯は

46.4%、合せて 62.2%となっております。現在、見守り活動を希望され登録されている方は、1,468 名で高齢者人口の 9.3%となっております。全体から見ると約半数の方が登録されておらず、把握できていない状況です。この地域あんしん事業では、こういった支援を必要とする高齢者の掘り起こしも重要なものとなってくると考えております。

委員 E 柏原市の国保が 8 億 3 千万円の赤字と聞いている。こういったあんしん事業も必要だが、支援を要する状態にならないようにする運動も重要ではないか。例えば、朝にラジオ体操をするといったような事業は全国各地である程度見られるが、柏原市ではそういった動きが見られない。エネルギーが必要なことだと思うが、小学校の運動場を開放するなどして、子供と高齢者の相互作用するような、例えば高齢者が子供に昔の遊びを教えるといったことをすると、高齢者は教えているつもりであっても、逆にエネルギーをもらっていると話している方もおられるので、支援を要する状態にならないようにする事業に取り組んでいくことも必要ではないかと考えているがいかがか？

事務局 もちろん、あんしん事業だけでやっていけるものではございません。元気な高齢者を増やしていくという介護予防の作業も、併せて重要だと思っております。柏原市でも、平成 18 年度から、例えば地域の方々の太極拳の活動や介護予防サポーターの活動など、地道ですがはじまったところです。この輪を広げていく人づくり、市民のみなさんが先生となって、生きがいくくり、子供から大人までの健康づくりが必要かと考えております。今後とも、活動を進めていけるよう努力していきたいと思っております。

委員 C 地域あんしん事業もすばらしいことだと思うが、もっと安心できる柏原市を目指すために、災害が起こったときに一人暮らしの高齢者に対して、市としてこういった対応をとってくれるのか、例えば、阪神淡路大震災のような災害が起こったときはこういった対策をとっている、こういった人が救助にくる、こういったところに依頼している、こういうネットワークがあるといったような計画はないのか？

事務局 今回の地域あんしん事業は、具体的な内容については、来年度以降市民のみなさんを中心に考えていきたいと思っております。まず何をしたいかと申しますと、様々な見守り事業をおこなっていただいている民生委員や地区福祉委員等の団体がそれぞれに情報を持っており、その情報を基に自分たちの活動として行っておられます。その団体が持っている情報は、他の団体にっていないわけです。そのような状態であると、本当に市民の方々の見守り体制が確立しているのか疑問になります。今回行おうとしているのは、今年度中にそれぞれの団体が保有している情報を一手に集中管理する、情報の一元化を図るといったことでございます。その一元化された情報を基に、行政主導ではなく市民主

導の形で、どのような事業を行っていくか、こういった見守り体制で行っていくかということを、平成 22 年度以降に、民生委員や地区福祉委員などの各種団体や一般市民、高齢者本人など、すべての方と一緒に事業を練っていきたいと考えております。この地域あんしん事業は、今のところ福祉部局で行っていますが、目指しているところとしましては、市では危機管理室の管轄となっている消防や警察といった機関とも連携し、危機管理的な事業についてもこの事業に含めて取り組んでいければと思っております。委員のご質問にある災害対策に関することについては、今のところ福祉部局ではお答えできないかと思っております。

委員 E

そういう意見交換の場を作ってもらえるのはありがたいことだ。わたしも個人的にそういうグループを作って、取り組みを行っている。そういったネットワークを作っていただければ、わたしも参加したいと思うので、よろしくお願いいたします。